毎週火・金曜日発行

北海道公報

発行　北海道
（総務部法制文書課）
電話　011－231－4111
（内線 22-264）
FAX　011－232－1385
印刷　富士プリント㈱

目　　次　　ページ

告　　示

○土地改良区の定款の変更の認可……（農業支援課）　33
○道営土地改良事業変更計画の決定……（農業施設管理課）　33
○知事権限に係る保安林の指定の予定（２件）……（治山課）　33
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定……（治山課）　34
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定……（治山課）　35
○道路の供用の開始……（道路整備課）　35
○道路の区域の変更及び供用の開始……（道路整備課）　35
○河川区域の廃止等により生じた廃川敷地等……（河川課）　35
○平成17年度及び平成18年度において競争入札に参加する者に必要な資格等の一部改正
……（出納局総務課）　36
○北海道の指定金融機関及び収納代理金融機関の一部改正……（経理課）　36

道公安委員会告示

○風営適化法施行条例第４条第１項の規定に基づく営業時間の特例の日の指定の一部改正……　37

告　　示

北海道告示第933号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第２項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。

平成17年12月26日

北海道知事　高　橋　はるみ

認可年月日	土地改良区名
平成17.12.13	北見土地改良区
同　17.12.14	上磯土地改良区

北海道告示第934号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の３第１項の規定により、道営土地改良（熊本地区経営体育成基盤整備（農業用用排水、暗きょ、客土））事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道空知支庁に備え置いて、平成17年12月27日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同条第６項において準用する同法第87条第６項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをすることができる。

また、同条第７項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定に基づき、北海道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

平成17年12月26日

北海道知事　高　橋　はるみ

北海道告示第935号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の２第１項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成17年12月26日

北海道知事　高　橋　はるみ

１　保安林予定森林の所在場所　　二海郡八雲町熱田399の２
２　指定の目的　　土砂の流出の防備
３　指定施業要件
(1)　立木の伐採の方法
ア　主伐は、択伐による。
イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2)　立木の伐採の限度　　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道渡島支庁経済部林務課及び八雲町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第936号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の２第２項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成17年12月26日

北海道知事　高　橋　はるみ

1　保安林予定森林の所在場所　二海郡八雲町熱田399の２
2　指　定　の　目　的　公衆の保健
3　指　定　施　業　要　件
(1)　立木の伐採の方法
ア　主伐は、択伐による。
イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道渡島支庁経済部林務課及び八雲町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第937号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成17年12月26日

北海道知事　高　橋　はるみ

1(1)　保安林予定森林の所在場所　宗谷郡猿払村・枝幸郡浜頓別町・中頓別町（以上２町１村国有林。次の図に示す部分に限る。）
(2)　指　定　の　目　的　水源のかん養
(3)　指　定　施　業　要　件
ア　立木の伐採の方法
(ア)　次の森林については、主伐は、択伐による。
猿払村・浜頓別町・中頓別町（以上２町１村について次の図に示す部分に限る。）
(イ)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(ウ)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(エ)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
2(1)　保安林予定森林の所在場所　枝幸郡浜頓別町・中頓別町・天塩郡豊富町（以上３町国有林。次の図に示す部分に限る。）
(2)　指　定　の　目　的　土砂の流出の防備
(3)　指　定　施　業　要　件
ア　立木の伐採の方法
(ア)　次の森林については、主伐は、択伐による。
中頓別町・豊富町（以上２町について次の図に示す部分に限る。）
(イ)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(ウ)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(エ)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
3(1)　保安林予定森林の所在場所　稚内市大字宗谷村字東浦47地先（国有林。次の図に示す部分に限る。）
(2)　指　定　の　目　的　土砂の流出の防備
(3)　指　定　施　業　要　件
ア　立木の伐採の方法
(ア)　主伐は、択伐による。
(イ)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
4(1)　保安林予定森林の所在場所　稚内市声問５丁目803地先・890の２地先（以上２筆地先国有林。次の図に示す部分に限る。）
(2)　指　定　の　目　的　なだれの危険の防止
(3)　指　定　施　業　要　件
ア　立木の伐採の方法
(ア)　主伐は、択伐による。
(イ)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
5(1)　保安林予定森林の所在場所　久遠郡せたな町大成区貝取澗165・167・167の２（以上３筆について次の図に示す部分に限る。）
(2)　指　定　の　目　的　土砂の崩壊の防備
(3)　指　定　施　業　要　件
ア　立木の伐採の方法
(ア)　主伐は、択伐による。
(イ)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ　立木の伐採の限度　　次のとおりとする。

6(1)　保安林予定森林の所在場所　　中川郡本別町仙美里190の１、190の２

(2)　指定の目的　　土砂の流出の防備

(3)　指定施業要件

ア　立木の伐採の方法

(ア)　主伐は、択伐による。

(イ)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ　立木の伐採の限度　　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課並びに稚内市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第938号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の２第２項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成17年12月26日

北海道知事　高　橋　はるみ

1　解除予定保安林の所在場所　　目梨郡羅臼町礼文町32の１（次の図に示す部分に限る。）

2　保安林として指定された目的　　魚つき

3　解除の理由　　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道根室支庁経済部林務課及び羅臼町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第939号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定により、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道小樽土木現業所に備え置いて、告示の日から２週間、一般の縦覧に供する。

平成17年12月26日

北海道知事　高　橋　はるみ

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
道道　発足線	岩内郡共和町発足2639番２地先から 岩内郡共和町宮丘2900番１地先まで	平成17.12.26

北海道告示第940号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第２項の規定により、道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から２週間、一般の縦覧に供する。

平成17年12月26日

北海道知事　高　橋　はるみ

1　道路の種類　　道道

2　道路の路線名、区域及び縦覧場所

路線名及び縦覧場所	区間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間
岩見沢月形線 北海道札幌土木現業所	空知郡北村字豊正781番11地先から 空知郡北村字豊正781番３地先まで	前	23.00mから 24.00mまで	180.00m	−−
		後	13.00mから 24.00mまで	190.00m	−−
		後	23.00mから 24.00mまで	180.00m	−−
美深中頓別線 北海道稚内土木現業所	枝幸郡歌登町志美字丹2545番20地先から枝幸郡歌登町志美字丹2425番１地先まで	前	11.00mから 37.00mまで	2,580.87m	−−
		前	11.00mから 31.00mまで	2,631.83m	−−
	枝幸郡歌登町志美字丹3853番２地先から枝幸郡歌登町志美字丹2425番１地先まで	前	14.00mから 34.00mまで	2,708.02m	−−
		後	14.00mから 42.00mまで	2,708.02m	−−
栗山北広島線 北海道札幌土木現業所	空知郡南幌町437番２地先から 空知郡南幌町3135番１地先まで	前	18.00mから 18.00mまで	638.53m	−−
		後	18.00mから 21.50mまで	638.53m	−−

北海道告示第941号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、北海道札幌土木現業所に備え置いて縦覧に供する。

平成17年12月26日

北海道知事　高　橋　はるみ

1　河川の名称　　一級河川石狩川水系旧伏籠川

2　廃川敷地等が生じた年月日　　平成17年12月26日

３　廃川敷地等の位置　　札幌市北区東茨戸１条２丁目508番、509番及び同区篠路10条３丁目531番

４　廃川敷地等の種類及び数量　　土地　2,654.24平方メートル

北海道告示第942号

平成17年北海道告示第９号（平成17年度及び平成18年度において競争入札に参加しようとする者に必要な資格等）の一部を次のように改正する。

平成17年12月26日

北海道知事　高　橋　はるみ

第３の１の⑴のイの事項中「12月28日(水)まで」を「平成18年12月28日(木)まで」に改め、

第３の２の表中

「

随時申請の場合
建設部建設管理室建設情報課
農政部事業調整課

を

「

随時申請の場合	
主たる営業所が道外にある者	主たる営業所が道内にある者
建設部建設管理室建設情報課	主たる営業所の所在地を所管する支庁の総務部会計課
農政部事業調整課	
水産林務部総務課	
出納局物品管理課	
総務部管財課	
総務部総務課	
企画振興部ＩＴ推進室情報政策課	
水産林務部総務課	
水産林務部森林環境室道有林課	
林産試験場	

」

水産林務部総務課	
出納局物品管理課	
総務部管財課	総務部管財課
総務部総務課	総務部総務課
企画振興部ＩＴ推進室情報政策課	企画振興部ＩＴ推進室情報政策課
水産林務部総務課	水産林務部総務課
水産林務部森林環境室道有林課	森づくりセンター（石狩森づくりセンター、檜山森づくりセンター、宗谷森づくりセンター及び根室森づくりセンターを除く。）
林産試験場	林産試験場

」

に改め、同表の末尾欄外の注の事項に次の１事項を加える。

７　随時申請において、平成18年１月４日前に資格審査の申請をする者については、主たる営業所の所在地にかかわらず、「主たる営業所が道外にある者」欄に定める提出先に申請書類を提出しなければならない。

第６の２の事項中「申請書類の提出先」を「「主たる営業所が道外にある者」欄に定める申請書類の提出先」に改める。

北海道告示第943号

平成10年北海道告示第1942号（北海道の指定金融機関及び収納代理金融機関）の一部を次のように改正し、平成18年１月１日から施行する。

平成17年12月26日

北海道知事　高　橋　はるみ

2　収納代理金融機関の項株式会社東京三菱銀行の事項中「株式会社東京三菱銀行」を「株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行」に「道内に所在する店舗並びに本店営業部、新丸の内支店、八重洲通支店、虎ノ門支店、新橋支店、新宿支店、新宿中央支店、江戸川橋支店、上野支店、浅草支店、品川支店、大森支店、渋谷支店、大阪支店及び船場支店」を「道内に所在する店舗並びに本店、東京営業部、新丸の内支店、八重洲通支店、虎ノ門支店、虎ノ門中央支店、新橋支店、日本橋中央支店、新宿通支店、新宿中央支店、新宿支店、江戸川橋支店、本郷支店、上野中央支店、上野支店、大井町支店、品川駅前支店、蒲田駅前支店、大森支店、大森駅前支店、渋谷支店、渋谷中央支店、大阪中央支店、大阪営業部、大阪駅前支店及び船場中央支店」に改め、同項株式会社ＵＦＪ銀行の事項を削る。

道公安委員会告示

北海道公安委員会告示第150号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例第４条第１項の規定に基づく営業時間の特例の日の指定（平成11年北海道公安委員会告示第34号）の一部を次のように改正する。

平成17年12月26日

北海道公安委員会委員長　矢　吹　徹　雄

表中

「

1	29、30、31	帯広氷まつり	帯広市
2	８、９、10、11、12、13、14	さっぽろ雪まつり	札幌市
2	10、11、12、13、14	旭川冬まつり	旭川市
2	11、12、13、14	オホーツク流氷まつり	網走市
5	９、10、11	夕張神社祭典	夕張市

」

を

「

1	28、29、30	帯広氷まつり	帯広市
2	７，８、９、10、11、12、13	さっぽろ雪まつり	札幌市
2	９，10、11、12、13	旭川冬まつり	旭川市
2	10、11、12、13	あばしりオホーツク流氷まつり	網走市
5	15、16、17	夕張神社祭典	夕張市

」

に、

「

6	９、10、11、12、13	ＹＯＳＡＫＯＩソーラン祭り	札幌市

」

を

「

6	８，９、10、11、12	ＹＯＳＡＫＯＩソーラン祭り	札幌市

」

に改める。

正　誤

○平成17年12月９日（第1730号）

北海道告示第905号（森林法による通知に代える公示）中に次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	欄	行
12	右	21

誤　苫前郡苫前町字山豊12

正　苫前郡苫前町字三豊12

毎週火・金曜日発行
（購読料金（送料とも）は月額4,450円）
発　行　北　海　道
編　集　北海道総務部法制文書課
印　刷　富士プリント株式会社